

評議会だより

第四七八回評議会

平成七年三月十四日(火)

(教員選考報告)

理学部

教授 大方 勝男(天然物有機化学)

理学部附属微晶研究施設

教授 森田 清三(格子欠陥部門)

(報告)

一、阪神・淡路大震災の義援金について

学内で集められた義援金六九〇万円余の支給内訳についての報告があった。

二、広島大学西条キャンパスの構内交通に関する要項の制定について

西条キャンパス構内における交通の安全、災害および騒音の防止等を図るため、自動車、二輪車および自転車の交通に關し必要な事項を定めた要項の制定についての報告があった。

三、各種設立準備委員会の見直しについて

設立準備委員会を設置した後、五年を経過しているものおよび委員会の活動が停止中のものについては、委員会の解散または時代に即応した新たな構想の検討を行う必要がある。このような見直しを規定化することについての報告があった。

四、広島大学教室系技術職員の組織等に関する取扱要項の改正について

標記要項の一部改正についての報告があった。

五、広島大学情報ネットワークシステム検討・推進委員会の解散について

情報ネットワークシステムは、今後総合情報処理センターが担当する旨の報告があった。

(議事)

一、広島大学アイソトープ総合センター規程の制定について

- 原案のとおり承認された。
- 二、広島大学地域共同研究センター規程の制定について
  - 原案のとおり承認された。
- 三、広島大学会館規程の改正について
  - 東広島地区に新たに広島大学会館が建設されたことに伴う改正であり、原案のとおり承認された。
- 四、広島大学広報委員会規程の改正について
  - 原案のとおり承認された。
- 五、広島大学長選考規程の改正等について
  - 広島大学長選考規程および広島大学長選考規程実施細則の改正が原案のとおり承認された。
- また、「学長候補者が辞退した場合の取扱い」および「学長予定者が辞退した場合の取扱いについて」の廃止が承認された。
- 六、広島大学名誉教授授与規程の改正および申合せについて
  - 原案のとおり承認された。
- 七、広島大学環境保全委員会規程の制定について
  - 原案のとおり承認された。
- 八、広島大学通則の改正および広島大学保健管理センター規程の了解事項(昭和四十五年二月十日評議会)の廃止について
  - 原案のとおり承認された。
- 九、広島大学大学院学則の改正及び広島大学学位規程の改正について
  - 原案のとおり承認された。
- 十、広島大学寄宿舎規程の改正について
  - 薫風寮の閉寮に伴う改正案が、原案のとおり承認された。
- 十一、広島大学アイソトープ総合センターの設置に伴う関連規程の整備について
  - 広島大学放射線障害予防規程、放射性同位元素委員会規程、組換えDNA実験安全委員会規程、動物実験委員会規程および健康安全管理規程の改正が、原案のとおり承認された。

東千田の本部跡地に芸術文化創造の拠点を

跡地利用計画策定調査検討委員会は、二月二十七日、跡地利用に関する中間報告を行った。報告は「ひろしま遊園の杜(もり)」をキャッチフレーズに掲げ、中心的な導入機能として「芸術文化」、「映像文化」、「知的」の三点を提案した。今後、大規模震災対策の観点から、避難場所としての活用も検討。

総合科目の充実を図る

平成六年度から新教育課程がスタートしたが、情報学教育、総合科目および外国語教育等に多くの問題を残している。教務委員会は、昨年の「情報学教育の充実について」に引続き、教養的教育としての総合科目について検討を重ね、このたび「総合科目の充実について」をまとめた。

大学祭の日程が決まる

大学祭実行委員会は、平成七年度大学祭を十一月三・五日に開催することを決定。

阪神大震災の義援金を支給

学内で集められた義援金六九〇万円余のうち、四三六万円を学内関係者の義援金に、二五五万円余を被災地の義援金に当てることになった。

学内関係者への義援金支給の内訳は、母親が死亡した教職員、学生各一名に十万円ずつ、祖母が死亡した学生三名に五万円ずつ、母親が死亡した学生一名に三万円、実家の家屋が全壊した教職員一名と学生二十二名に五万円ずつ、祖父(学費負担者)の家屋が全壊した学生一名に五万円、実家の家屋が半壊した教職員六名と学生四十六名に三万円ずつ、自宅の家屋が一部破損した教職員(単身赴任)二名に三万円ずつ、実家の家屋が一部破損した教職員七名と学生一〇九名に一万円ずつとなっている。

なお、体育会が募集していた義援金は、最終的に四万七二二三円となり、すべて中国新聞社を通じて寄付された。(関連記事三十一頁)

西条キャンパス構内交通に関する要項が決まる

この要項は、西条キャンパス構内における交通の安全、災害および騒音の防止等を図るため、自動車、二輪車および自転車の交通に關し必要な事項を定めたもの。ただし、この要項は暫定的なものであり、事務局の移転完了後に見直す。

学生のボランティア活動を単位化する方向で検討

阪神大震災、高齢化社会等におけるボランティア活動を授業の一環として位置づけ、単位化することを具体的に検討することになった。

広報委員会からII規程改正で委員任期が二年になります

広報委員会では、昨年度学内内科研によりプロジェクトを発足させ、委員会の機能や本学における広報活動の調査、点検を行ってきた。その結果、①委員会の機能を強化させるには現行の一年任期制を改め、二年任期制として委員会機能の継続性をはかることが必要、②今後の広報にはHINETの利用など多様な媒体を利用する必要があり、などの結論をまとめ、近く刊行される報告書に掲載することになった。

また、委員会として規程改正案をまとめ、評議会に提案し、三月十四日(火)の評議会で承認され、四月一日から施行されることになった。

これにより、現行の委員の半数が一年任期の委員として留任し、新たに部局から選ばれる委員は二年任期となる。さらに、前年度の委員長が副委員長として留任するという慣行も廃止される。

なお、新年度の委員長には越智 貢委員(文学部倫理学講座)が内定している。